

# ○国立大学法人筑波大学内部監査規則

〔平成18年5月26日〕  
法人規則第36号  
改正 平成19年法人規則第51号  
平成27年法人規則第1号  
令和5年法人規則第2号

## 国立大学法人筑波大学内部監査規則

### 目次

- 第1章 総則（第1条－第3条）
- 第2章 内部監査体制（第4条－第7条）
- 第3章 被監査組織等の責務（第8条）
- 第4章 内部監査の実施（第9条－第16条）
- 第5章 雑則（第17条）
- 附則

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この法人規則は、国立大学法人筑波大学（以下「法人」という。）における内部監査（以下「内部監査」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

#### （内部監査の目的）

第2条 内部監査は、法人の諸活動の遂行状況を適法性、合理性及び効率性の観点から公正かつ客観的な立場で調査・検証し、その結果に基づく情報の提供及び改善のための助言、提案、支援等を行うことにより、法人の健全な運営や目標の達成に資することを目的とする。

#### （内部監査の対象）

第3条 内部監査は、前条の目的を達成するために必要とする事項に関し、法人の業務全般について行う。ただし、大学教員又は附属学校教員が行う個々の教育研究の内容については、この限りでない。

### 第2章 内部監査体制

#### （内部監査管理者及び内部監査担当者等）

第4条 法人に、内部監査の適切な実施及び管理のため、内部監査管理者を置き、監査室長をもって充てる。

2 法人に、内部監査に関する業務を処理させるため、内部監査担当者を置き、監査室長の所掌する職員をもって充てる。ただし、内部監査の実施において必要があるときは、監査室以外の組織の職員に内部監査担当者を命ずることができる。

3 前項ただし書の内部監査担当者は、内部監査管理者の推薦に基づき、学長が任命する。

- 4 前項の内部監査担当者は、原則として、自らの所掌業務に係る内部監査を担当することはできない。
- 5 内部監査の実施において必要があるときは、学長は公認会計士等の外部有識者を立ち合わせることができる。

(内部監査管理者等の権限)

第5条 前条に規定する内部監査管理者及び内部監査担当者(以下「内部監査管理者等」という。)は、内部監査を受ける組織又は職員(以下「被監査組織等」という。)に対し関係資料の提出、事実の説明、その他必要事項の報告等を求めることができる。

(内部監査管理者等の遵守事項)

- 第6条 内部監査管理者等は、内部監査の実施に当たっては、常に公正不偏な態度を保持しなければならない。
- 2 内部監査管理者等は、内部監査の実施に当たっては、被監査組織等の日常業務を著しく妨げることをないよう配慮しなければならない。
  - 3 内部監査管理者等は、内部監査の実施に当たっては、被監査組織等の業務の処理方法等について、直接改善などの指示等をしてはならない。
  - 4 内部監査管理者等は、内部監査の実施及び監査報告書の作成に当たっては、監査に当たるものとしての正当な注意を払わなければならない。
  - 5 内部監査管理者等は、内部監査の実施に当たり知り得た事項を正当な理由なく他に漏らしてはならない。

(監事及び会計監査人等との連携)

- 第7条 内部監査管理者等は、監事及び会計監査人と連携し、内部監査を効率的かつ効果的に実施するよう努めなければならない。
- 2 内部監査管理者等は、内部監査の実施に当たり、必要に応じて、関係する組織と連携協力を図るものとする。

### 第3章 被監査組織等の責務

(被監査組織等の協力義務)

- 第8条 被監査組織等は、第5条の求めに対し、正当な理由なく、これを拒否することができない。
- 2 被監査組織等は、内部監査が円滑かつ効果的に行われるよう、積極的に内部監査に協力しなければならない。

### 第4章 内部監査の実施

(監査の区分)

- 第9条 内部監査は、定期監査及び臨時監査に区分する。
- 2 定期監査は、次条に規定する監査計画書に基づき、毎事業年度実施するものとし、次に掲げる事項については、法人の会計業務を所掌する全ての組織を対象に、原則として毎事業年度1回以上実施しなければならない。

- (1) 財務に関する事項
  - (2) 国等が公募する競争的研究費に関する事項
- 3 臨時監査は、学長が特に命じる事項について、随時に実施する。

(監査計画書等の作成)

- 第10条 内部監査管理者は、前条に規定する定期監査に係る監査計画書を、原則として毎年度初めに作成し、学長の承認を得るものとする。これに重大な変更を加えるときも、同様とする。
- 2 内部監査管理者は、前項に規定する監査計画書に基づき、監査実施の都度、監査実施計画書を作成する。

(監査の通知)

- 第11条 内部監査管理者は、内部監査の実施に当たっては、あらかじめ被監査組織等の長に通知するものとする。ただし、緊急又は通知の必要がないと認められる場合は、この限りでない。

(監査の実施)

- 第12条 内部監査は、監査実施計画書に基づいて行うものとする。ただし、緊急やむを得ない場合には、監査実施計画書に基づかずに行うことができる。
- 2 内部監査は、原則として実地監査により行うものとする。ただし、必要に応じ書面監査をもってこれに代えることができる。

(監査結果に基づく意見交換等)

- 第13条 内部監査管理者等は、監査の結果に基づく問題点等を確認するため、被監査組織等との意見交換を行うものとする。
- 2 内部監査管理者等は、必要に応じ、関係する組織等との意見調整及び問題点等の確認を行うものとする。

(監査結果の報告)

- 第14条 内部監査管理者は、内部監査終了後、遅滞なく監査報告書を作成し、学長に提出するものとする。
- 2 内部監査管理者は、前項の監査報告書の写しを監事に送付するものとする。

(監査結果の通知及び改善等)

- 第15条 学長は、監査報告書の内容について、被監査組織等の長に通知するものとする。
- 2 前項の場合において、是正又は改善の措置を講じる必要があると認めるときは、当該監査報告書の内容に、是正又は改善措置について付すものとする。
- 3 被監査組織等の長は、前項の通知を受けたときは、速やかに当該是正又は改善措置を実施し、その結果を口頭又は文書で内部監査管理者に報告しなければならない。

(措置状況の確認等)

- 第16条 内部監査管理者は、前条第3項の報告に基づく当該是正又は改善措置の実施状況について必要な確認を行い、学長に報告するものとする。

## 第5章 雑則

(雑則)

第17条 この法人規則に定めるもののほか、内部監査に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

この法人規則は、平成18年5月26日から施行する。

附 則 (平19.11.16法人規則51号)

この法人規則は、平成19年11月16日から施行する。

附 則 (平27.2.23法人規則1号)

この法人規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (令5.2.15法人規則2号)

この法人規則は、令和5年2月15日から施行する。